



2025年4月14日

各 位

会 社 名 株式会社イズミ  
代表者名 代表取締役社長 町田 繁樹  
(コード：8273、東証プライム市場)  
問合せ先 専務執行役員管理本部長 田原 英樹  
(TEL. 082-264-3211)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2025年4月14日開催の取締役会において、2025年5月28日開催予定の第64回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社の女子ハンドボールチーム「イズミメイプルレッズ広島」を運営する子会社を設立し、スポーツ事業を通じて、当社の経営理念に基づき、地域社会への貢献、並びに、地域住民の皆さま及び当社従業員の健康促進を図り、地域コミュニティの活性化に寄与するため、事業目的に「ハンドボールチーム及び関連事業全般の運営及び管理」等の関連項目を加えるものであります。
- (2) 当社の定款において、従来は取締役社長が株主総会及び取締役会の招集権者及び議長として定められておりましたが、会社運営の柔軟性向上を図る観点から、取締役会の決議により、当該招集権者及び議長を定めることができるように変更するものであります。これにより、経営判断を迅速かつ適切に行う体制を整えることを目的としております。
- (3) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること、および株主の皆さまからの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (4) 字句の修正他、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催予定日	2025年5月28日(水)
定款一部変更の効力発生予定日	2025年5月28日(水)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(19) (省略)</p> <p>(20) 一般乗用旅客自動車運送業、一般<u>区域</u>貨物自動車運送業及び倉庫業</p> <p>(21)～(25) (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(26)</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(19) (現行どおり)</p> <p>(20) 一般乗用旅客自動車運送業、一般貨物自動車運送業及び倉庫業</p> <p>(21)～(25) (現行どおり)</p> <p><u>(26) ハンドボールチーム及び関連事業全般の運営及び管理</u></p> <p><u>(27) スポーツ施設の運営及び管理</u></p> <p><u>(28) スポーツを基点とする地域振興に関する事業</u></p> <p><u>(29)</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第 12 条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長</u>が招集し、その議長となる。<u>当該選定された取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 18 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、<u>取締役会の決議に基づき選定された取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>当該選定された取締役</u>に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p>